

公共建築工事の施工確保

- **最新単価適用の徹底**
予定価格の設定について、入札日直近の最新単価を適用。
- **見積りを活用した単価設定**
実勢価格との乖離のおそれがある場合に、見積りを取って実勢価格に基づいた単価を採用。
- **スライド条項の適切な設定・活用**
契約後の資材や労務費の高騰に対応するスライド条項の適切な設定・活用。
- **適切な数量・施工条件等の設定**
設計図書に基づく数量、施工条件等が実態に合わない場合の見直しを徹底。
- **相談受付の開始**
新たに公共建築工事の予定価格設定等に関する相談受付を開始（地方整備局等の「公共建築相談窓口」）。

予定価格の適切な設定

- **公共工事設計労務単価・設計業務委託等技術者単価の機動的見直し（2月より新単価を適用）**
最近の労務費の上昇傾向を踏まえ、市場の状況に応じた見直しを実施。
（※併せて、公共工事設計労務単価の改定に応じて、全国でインフレスライドの適用を実施。）
- **維持修繕工事の歩掛の新設・見直し**
橋梁補修工（ひび割れ補修、断面修復、表面被覆）など、歩掛の新設や見直しを実施し、平成26年度から適用。
- **歩切りの根絶へ向けた要請**
地方公共団体等に対し、歩切り根絶へ向けて強く要請。

適正な工事採算性の確保

- **各種スライド条項の活用の徹底**
契約後の資材や労務費の高騰に対応するスライド条項を適切に設定するとともに、受注者からの申請に応じて適切な対応を図るよう周知徹底。
- **資材等の遠隔地調達に対する追加コストの精算払い**
資材等を遠隔地調達せざるを得ない場合に、工事の設計変更による追加コストの精算払いを実施。

人手不足への対応・平準化

- **地域企業の活用に配慮した発注ロットの大型化**
技術者等の不足状況など、地域の実情等に応じて発注ロットを大型化。
- **主任技術者の兼任要件の緩和（5km→10km）**
近接した施工場所において主任技術者が兼任して管理できる範囲を、これまでの5km程度から10km程度に緩和。
- **国・地方公共団体の発注見通しを統合して公表**
地域の実情等に応じて発注見通しを統合し、公表を実施。
- **柔軟な工期の設定**
受注企業の希望に応じて工期の開始時期を調整するフレックス工期や、工事開始前に労働者確保等の準備を行うための余裕期間（実工事期間の30%かつ3ヵ月以内）の設定を実施。
- **設計変更等における柔軟な運用を実施**
既契約工事への設計変更による追加などを状況に応じ柔軟に実施。

公共建築工事の施工確保について

最近の予定価格設定等をめぐる主な課題

【課題①】

発注者によっては、予定価格の設定が入札の数か月以上前となる場合があり、適用する単価が古いものとなっている。

【課題②-1】

刊行物の掲載価格等が、一部で実勢価格の上昇に追いつかず、実勢との乖離が見られる。

【課題②-2】

見積単価の設定が市場の実態と合っていない。

【課題③】

業者が資材高騰等のリスクを嫌い、応札しない。

【公共建築工事における直接工事費の構成】

材料価格

材料費を調査会社が調査
(毎月の刊行物)

例:コンクリート、鉄筋、
鉄骨鋼材等

複合単価

材料費、労務費等の組合
せにより発注者が作成
(労務単価改訂時等)

例:壁紙張り、床タイル等

市場単価

材料費、労務費等を含む元
下間の取引価格を調査会社
が調査(3ヶ月毎の刊行物)

例:鉄筋加工組立、型枠等

見積単価

発注者が複数のメーカー・専門
工事業者等からの見積りを踏ま
え、適切に設定

例:鉄骨加工組立、金属製建具等

【課題④】発注の前提となっている設計図書に基づく数量、施工条件等が施工実態と乖離している場合がある。

【対策①】 **予定価格の設定**について、**入札日直近の最新単価を適用したものへ徹底**。(予定価格が事前公表の場合であっても、直近の予定価格に基づき修正公告)

【対策②】 公共建築工事の発注で**実勢価格との乖離のおそれがある場合**(不落となった場合等)、次の取組を実施。

- (1) **材料価格・複合単価・市場単価**について、業者・メーカー等から**見積りの提出を求め、単価設定で考慮**。
- (2) **見積単価**については、業者・メーカー等からの見積り収集を的確に実施した上で、過去の工事实績に加え、**変動する経済環境や価格動向等を総合的に考慮して、適切に設定**。
- (3) 最新の単価を適用してもなお**不落・不調**となった場合には、**入札参加者からも見積りの提出を求める方法等を活用**すること。

【対策③】 **契約後の資材や労務費の高騰に備え**、いわゆる**スライド条項の適切な設定・活用**を図るとともに、その旨、**建設業者に周知徹底**。

【対策④】 発注の前提となっている**設計図書に基づく数量、施工条件等が施工実態と乖離している場合は、その適切な見直しを図るよう周知徹底**。

➡ **新たに、公共建築工事の予定価格設定等に関する相談受付を開始**(地方整備局等の「公共建築相談窓口」)。

参考：公共建築相談窓口

組織	窓口	電話	内線	対象地域
北海道開発局	営繕部	営繕調整課企画係	011-709-2311	5730 北海道
東北地方整備局	営繕部	計画課	022-225-2171	5153
		保全指導・監督室		5513
	盛岡営繕事務所	技術課	019-651-2015	— 岩手県、青森県、秋田県
関東地方整備局	営繕部	官庁施設管理官	048-601-3151	5114
		計画課課長補佐		5153
	東京第一営繕事務所	技術課長	03-3363-2694	—
	東京第二営繕事務所	技術課長	03-3531-6550	—
	甲武営繕事務所	技術課長	042-529-0011	—
	宇都宮営繕事務所	技術課長	028-634-4271	—
	横浜営繕事務所	技術課長	045-681-8104	—
	長野営繕事務所	技術課長	026-235-3481	—
北陸地方整備局	営繕部	計画課	025-280-8880	—
	金沢営繕事務所	技術課	076-263-4585	—
中部地方整備局	営繕部	計画課	052-953-8197	—
	静岡営繕事務所	技術課	054-255-1421	—
近畿地方整備局	営繕部	計画課長	06-6942-1141	5151
		計画課課長補佐		5153
		保全指導・監督室	06-6443-1791	—
	京都営繕事務所	保全指導・品質確保課	075-752-0505	—
中国地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	082-221-9231	—
	岡山営繕事務所	技術課長	086-223-2271	—
四国地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	087-851-8061	5153
九州地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	092-471-6331	5153
		保全指導・監督室室長補佐		5513
	熊本営繕事務所	技術課長	096-355-6122	—
	鹿児島営繕事務所	技術課長	099-222-5188	—
沖縄総合事務局	開発建設部	営繕課	098-866-0031	5152

I. 単価設定のポイント

- (1) 最近の**技能労働者の不足等**に伴う労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映** (例年の4月改訂を前倒し)
 - (2) 社会保険への加入徹底の観点から、**必要な法定福利費相当額を反映** (継続)
- ➡ **全職種平均**
- | | | | |
|------|-----------|-----------------|-------------------|
| 全国 | (16,190円) | 平成25年4月比; +7.1% | (平成24年度比; +23.2%) |
| 被災三県 | (17,671円) | 平成25年4月比; +8.4% | (平成24年度比; +31.2%) |

※1 入札不調の増加に応じて単価を引き上げるよう措置(継続)(当面被災三県のみ)
※2 一定の既契約工事についても、新労務単価を踏まえてインフレスライド条項を適用

II. 技能労働者の処遇改善・若年入職者増加に向けた関係者への要請(平成26年1月30日)

建設業団体あて

- (1) 技能労働者への適切な水準の賃金支払
 - ・適切な価格での下請契約の締結
 - ・労働者への適切な水準の賃金支払を元請から下請に要請
 - ・雇用する技能労働者の賃金水準を引上げ
- (2) 社会保険等への加入徹底
 - ・元請は、法定福利費相当額(労働者負担分及び事業主負担分)を適切に含んだ額による下請契約を締結
 - ・下請は、技能労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払い、労働者を社会保険に加入させる
- (3) 若年入職者の積極的な確保
- (4) ダンピング受注の排除
- (5) 消費税の適切な支払い

地方公共団体等(公共発注者)あて

- (1) 公共工事設計労務単価の改定値の早期適用
- (2) ダンピング受注の排除・歩切りの根絶
- (3) 適切な水準の賃金や法定福利費の支払、社会保険等への加入徹底に関する元請業者指導

民間発注者あて

- (1) 労務費・資材費の上昇傾向を踏まえた工事発注や契約変更
- (2) 法定福利費相当額の適切な支払い
 - ・法定福利費相当額(労働者負担分及び事業主負担分)を適切に含んだ額による工事発注
- (3) 消費税の適切な支払い

III. 今後の取組み

- (1) 技能労働者の賃金水準の実態を注視
- (2) 国交省直轄工事の**元請・一次下請**については、**社会保険加入企業に限る**方向で検討(平成26年度中に開始)
地方公共団体等、他の公共工事発注者にも、同様の検討を要請

I. 単価設定のポイント

(1) 労務単価の機動的見直しに合わせ、例年の4月適用を**2月に前倒し**

(2) 実勢価格の的確な反映

 **全職種平均値** 34,033円 対前年度比；**+4.7%**

2. 単価の種類と増加率

(1) 設計業務(7種類) 40,143円 対前年度比；**+4.6%**

構造物設計、発注者支援業務など、建設コンサルタント業務の積算に用いる単価

(2) 測量業務(4種類) 27,100円 対前年度比；**+8.4%**

基準点測量、水準測量など、測量業務の積算に用いる単価

(3) 航空関係(4種類) 33,825円 対前年度比；**+0.8%**

空中写真測量及び航空レーザ測量に係る航空関連の積算に用いる単価

(4) 地質業務(3種類) 29,300円 対前年度比；**+7.1%**

ボーリング作業の現場における作業指揮、計器操作など、地質調査業務の積算に用いる単価

(参考) 設計業務委託等技術者単価とは

設計業務委託等技術者単価は、国土交通省が発注する公共工事の**設計業務委託等の積算に用いるための単価**であり、毎年度実施している調査設計業務等技術者給与実態調査結果に基づいて決定している。

(毎年度1月末公表)

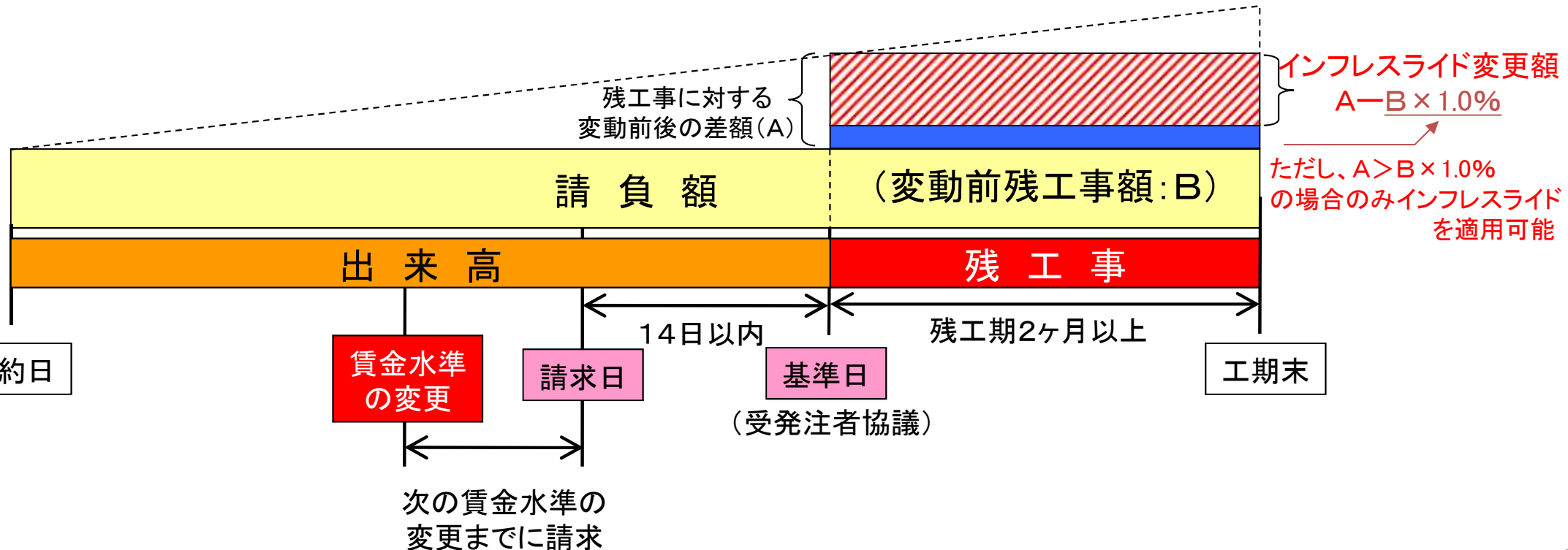
設計労務単価の改定に応じたインフレスライドの実施

公共工事設計労務単価の改定に応じて、全国で実施する工事において、インフレスライド条項の対象とすることを通知(平成26年2月3日通知)

工事請負契約書 第25条第6項(インフレスライド条項)

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

インフレスライドの概要(工事請負契約書 第25条第6項)



維持修繕工事の歩掛の新設・見直し

- 一般的に維持修繕工事は、新設工事に比べ手間がかかり、人件費や機材のコストも割高になる場合があります、維持修繕用の積算基準を設定し、必要なコストを計上。
- 社会インフラの老朽化に対応するため、新たに(1)橋梁補修用の積算歩掛を新設予定。
- 加えて、(2)維持修繕用の歩掛の見直しを実施予定。(切削オーバーレイ工、除草工)

(1)橋梁補修用積算歩掛の新設

橋梁補修関係の3工種(ひび割れ補修工、断面修復工、表面被覆工)の歩掛を新設。

【断面修復工】

- ・コンクリート構造物の劣化により、欠落した部分等の断面復旧を目的とした工法。
- ・使用機能性等を元の状態に回復させる。



(2)維持修繕用の歩掛の見直し

切削オーバーレイ工、除草工(道路、堤防)の歩掛を見直し。

【切削オーバーレイ工】

- ・傷んだ舗装面を切削・撤去し、新たに舗装を施工する工法。
- ・施工規模によらず、一律の単価としていたものを、小規模施工の場合の歩掛を追加。



路面切削作業

【除草工】

- ・堤防及び道路の除草・集草・運搬を行う作業。
- ・現道脇での作業もあり、飛び石防護を行う場合の歩掛を追加。加えて単位当たり施工量を見直し。



除草作業

各種スライド条項の活用(全体スライド)

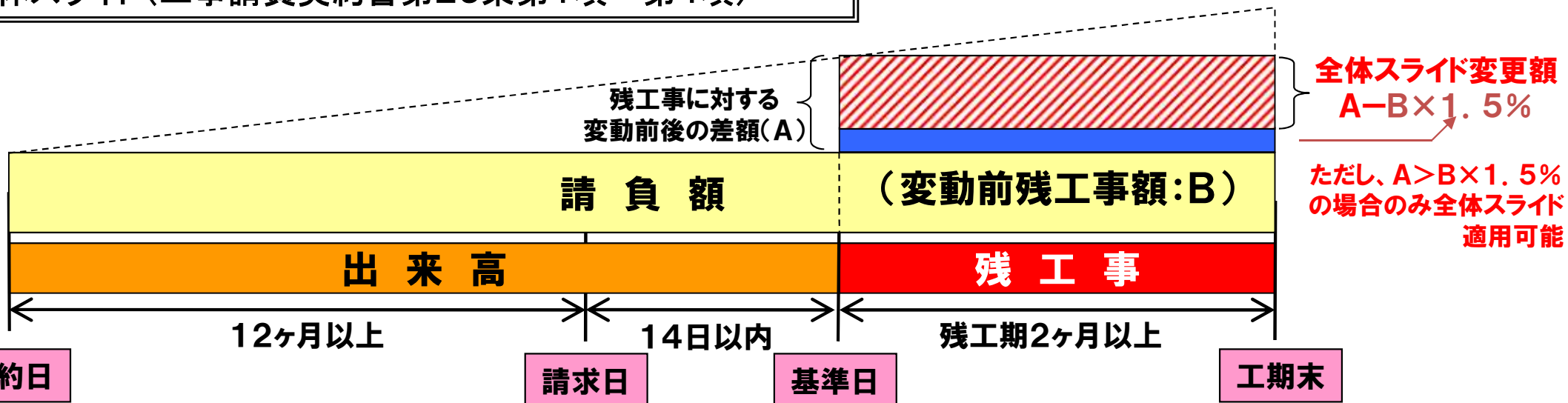
長期にわたる工事期間中の比較的緩やかな価格水準の変動に対応

工事請負契約書 第25条第1～4項(全体スライド条項)

- 1 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2項以下 (略)

全体スライド(工事請負契約書第25条第1項～第4項)



各種スライド条項の活用(単品スライド)

特定資材の価格が著しい変動を生じた場合に適用

工事請負契約書 第25条第5項(単品スライド条項)

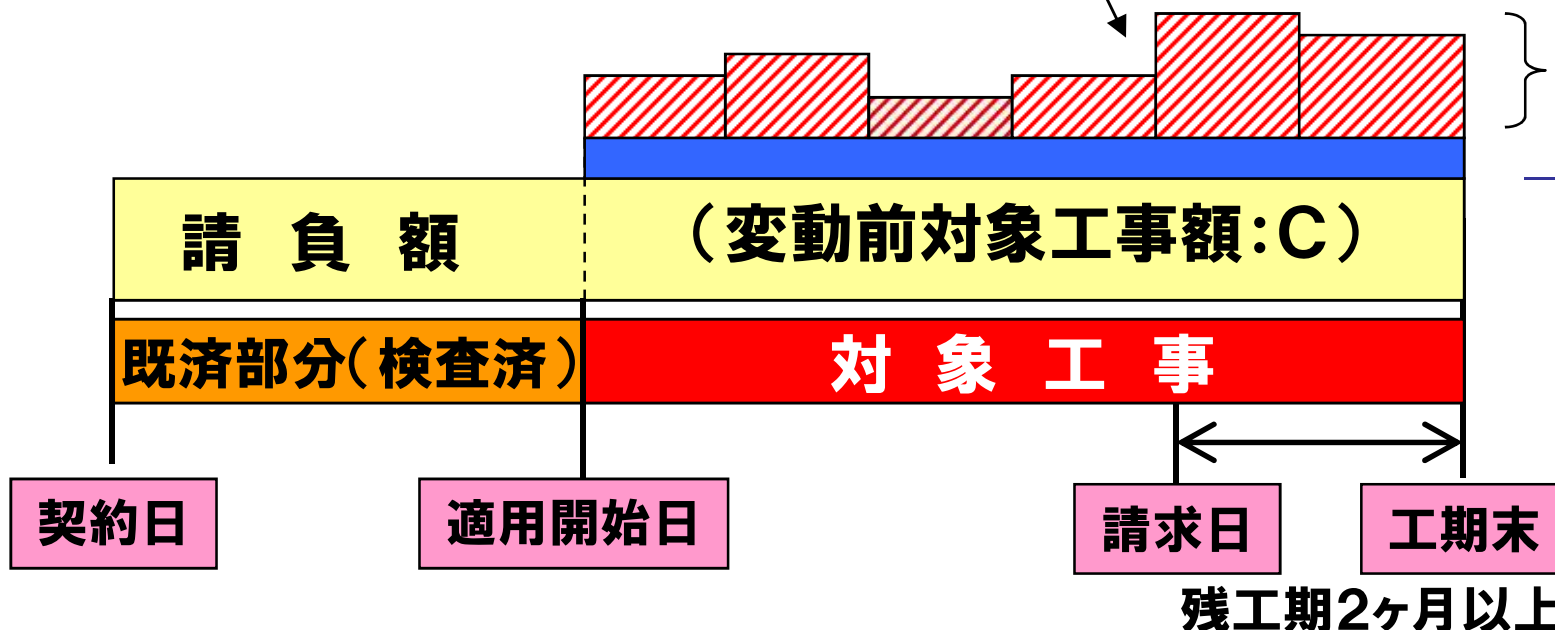
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

単品スライド(工事請負契約書第25条第5項)

対象資材: 鋼材類等特定の資材

主要材料の変動額(A)

(材料費のみを対象)



$$\text{単品スライド変更額} = A - C \times 1\%$$

ただし、 $A > C \times 1\%$ の場合のみ、単品スライドの適用可能

参考：スライド条項について（契約約款第25条）

価格変動が...

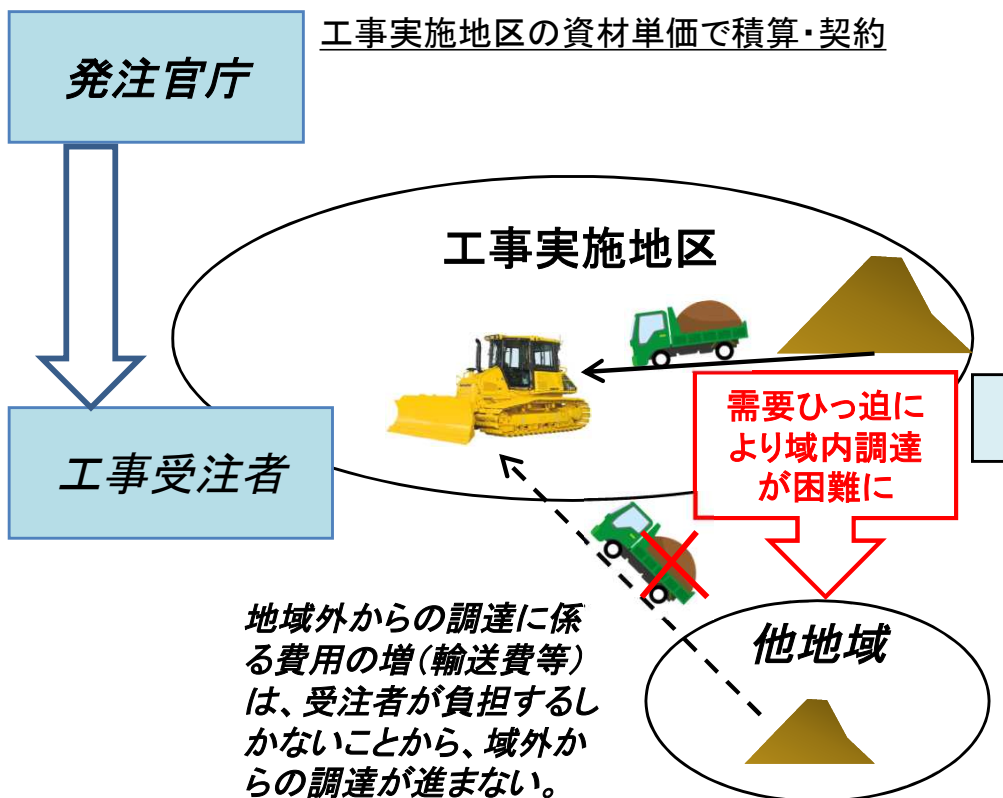
- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 (運用通達発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (運用通達発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事)
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	臨時で賃金水準の変更がなされた日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (29条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能 (臨時で賃金水準の変更がなされる都度、適用可能)
これまでの事例		ほぼ経年的にあり	平成20年に運用通知	昭和49年に運用通知 (第1次石油危機当時)

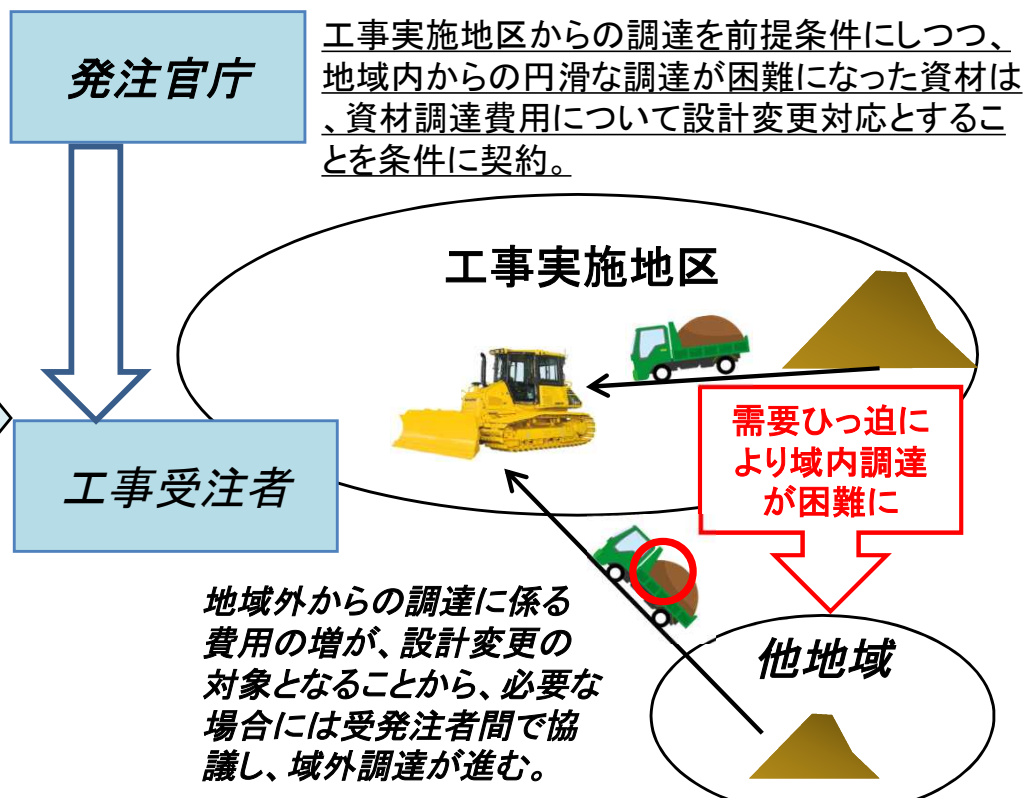
資材等の遠隔地調達に対する追加コストの精算払い

- 砕石等の供給不足が生じる恐れがある場合などに、不足分を他地域から調達した場合は、他地域から工事現場への輸送費がかかるため、積算額と実際にかかる費用に乖離が生じる。
- そのため、工事現場が所在する地区において建設資材の需給ひっ迫等が生じ、他地域からの調達に変更せざるを得ない場合には、工事の設計変更を行うものとする。

現状

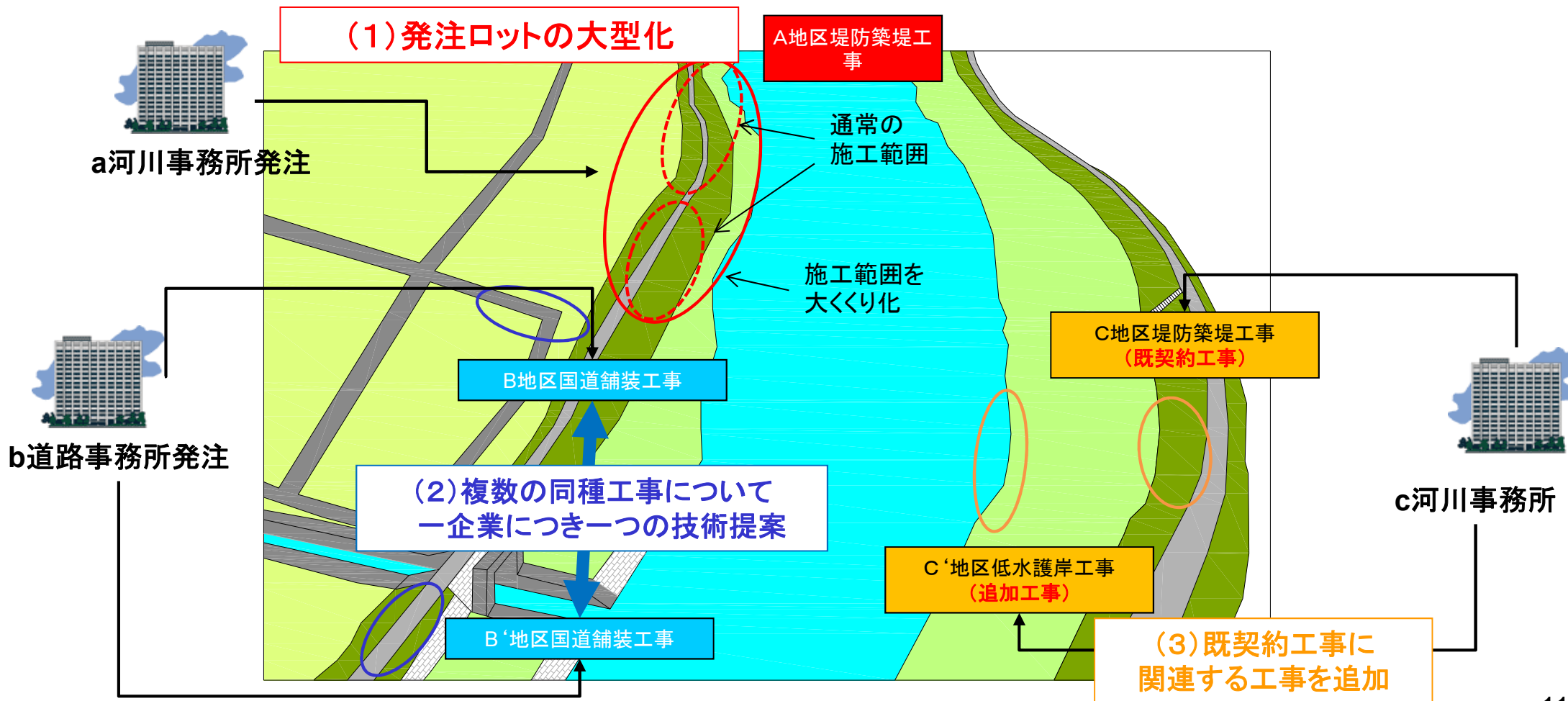


対策



地域企業の活用に配慮した発注ロットの大型化

- (1) 地域企業の受注機会に配慮しつつ、**発注ロットの大型化**を図る。
- (2) **複数の同種工事について、一企業につき一つの技術提案**を求めることで審査業務を効率化する。
- (3) **既契約工事に関連する工事を追加**する。



専任の主任技術者の取扱い【要件緩和】

(建設業法施行令 第27条第2項)

前項に規定する建設工事のうち①密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が②同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

現行の取扱い (H25.2.5付け通知)

以下に該当する場合、同一の専任の主任技術者が原則2件程度の工事を管理することができる。

①密接な関係のある工事

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事

又は

施工にあたり相互に調整を要する工事

②近接した場所

工事現場の相互の間隔が5km程度

かつ

被災地で適用している要件を全国に展開

要件の緩和

①密接な関係のある工事

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の適用範囲の弾力化【=例示の追加(建築工事でも適用)】

(例)・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの

②近接した場所

工事現場の相互の間隔が10km程度の場合も適用

<適用イメージ>

A地区
公営住宅
建築工事

同一の専任の
主任技術者

構造部材(木材)を
一括で調達

10km程度以内

B地区共同住宅建築工事



国・地方公共団体の発注見通しの統合・公表

< 詳細内容 >

○ 技術者・技能者の配置等を行いやすい環境を整備するため、東北地方整備局や東北農政局等の国の機関及び県や市等の地方公共団体は、建設業者が発注見通しの全容を把握できるように、平成25年11月1日から各機関の発注見通し(発注時期、予定工期、工種、事業規模、施工場所)を統合して地区毎に公表

(東北地方整備局HPより)

【東北地方発注者協議会】

平成25年11月1日運用開始

発注見通しとりまとめ

東北六県における各発注機関の発注見通しをとりまとめて公表します。



発注見通し地区割り一覧表

※地区毎の市町村は、以下の表をご覧ください。

県名	地方生活圏	二次生活圏	公表の地区割り	該 当 市 町 村 名
青森県	青森	青森	青森	青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村
	津軽	弘前・黒石	津軽	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町
		五所川原		五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町
	南部	八戸	南部	八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町
十和田・三沢		十和田市、三沢市、横浜町、六ヶ所村、野辺地町、東北町、七戸町、六戸町		
	下北	下北	下北	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
盛岡県		盛岡	盛岡	盛岡市、八幡平市、岩手町、葛巻町、雫石町、滝沢村、紫波町、矢巾町



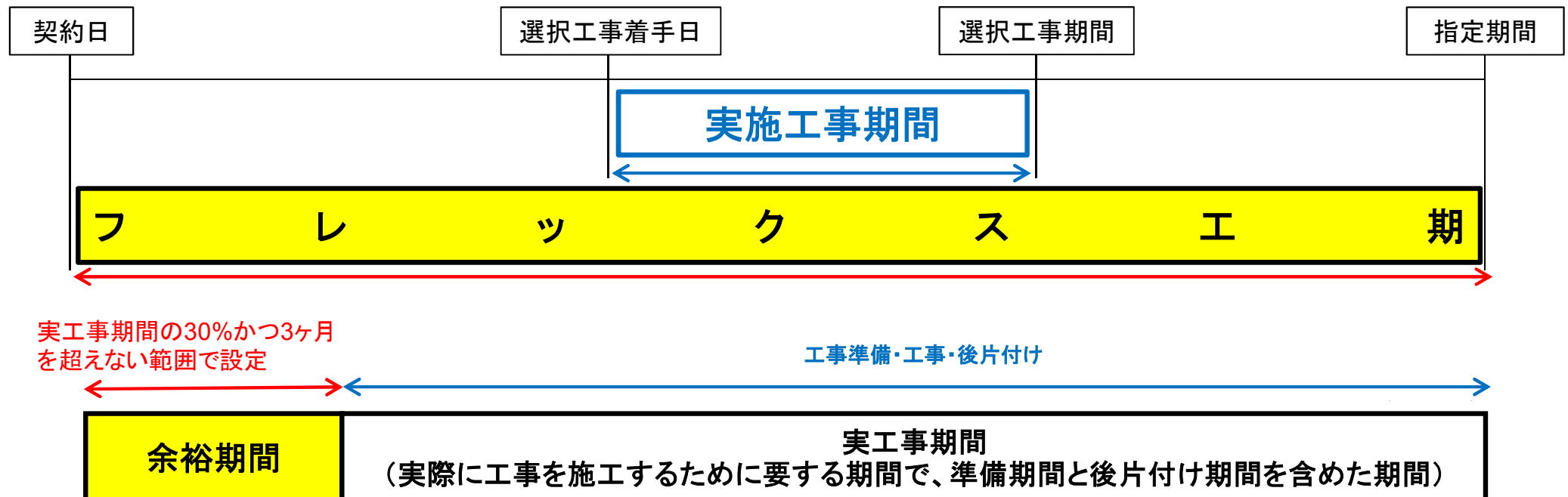
国・地方公共団体の発注見通しの統合・公表を、地域の実情等に応じて全国で実施

フレックス工期の設定

- 実施工事期間より長めの工期を設定することにより、受注者にとって最も効率的な施工時期の選択が可能。
- 工事の平準化にもつながる。

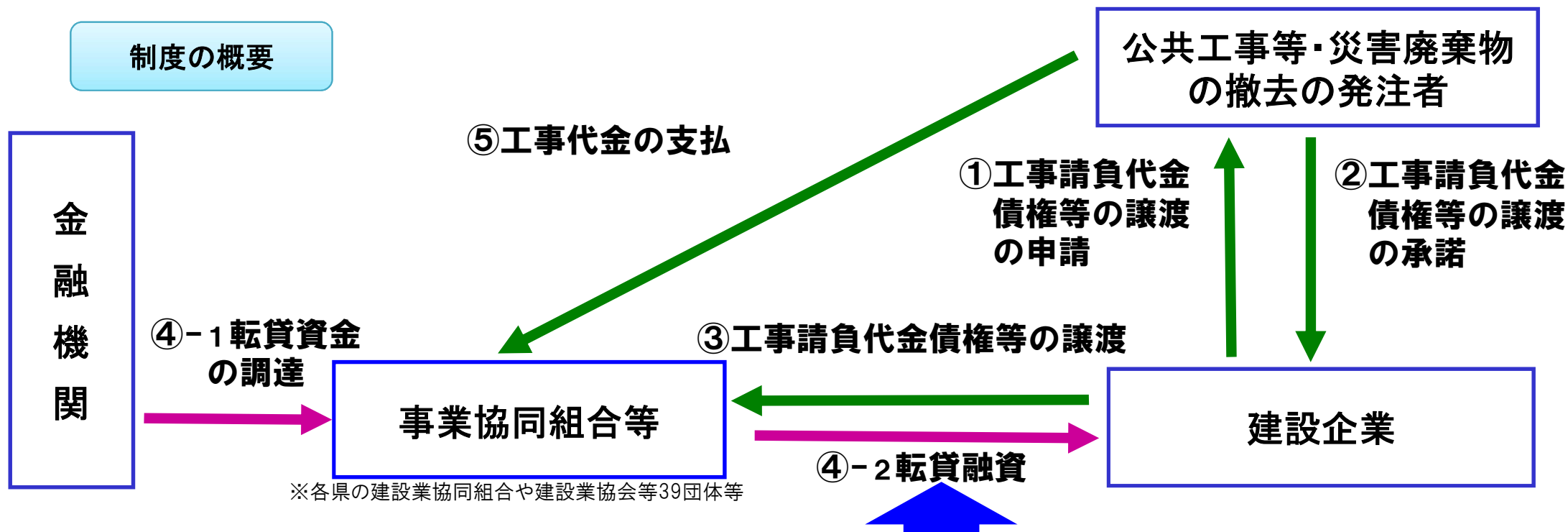
余裕期間の設定

- 受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うための余裕期間を設定。
- 余裕期間は、実工事期間の30%を超えず、かつ3ヶ月を超えない範囲で設定。
- 余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工事に着手できる。



- **公共工事の請負代金債権等を担保**に、事業協同組合等が中小・中堅建設企業に対し簡易・迅速に融資を実行
→保証人・不動産担保なく、かつ**工事途中において**融資を受けることが可能であり、中小・中堅建設企業の資金繰り改善に寄与

制度の概要



建設業金融円滑化基金(平成27年3月末まで)
(20年度2次補正13億円、22年度補正3.2億円、24年度補正2.6億円)

建設企業等の負担する金利・事務経費等について助成

- 地域建設企業等の負担する調達金利について1.1%を上限に助成
- 事業協同組合等が負担する出来高査定経費について10万円を上限に助成
 - 事業協同組合等が負担する事務経費について定額2万円を助成
 - 地域建設企業等が負担する事務経費について2万円を上限に助成